

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	大阪市中央区城見2-1-61	1-014280
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	大阪府吹田市垂水町3-28-33	1-010668

2 指名停止措置期間 令和7年4月4日～令和7年7月3日 (3か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

パナソニックEWエンジニアリング(株)及びパナソニック環境エンジニアリング(株)は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

当該事実が建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、近畿地方整備局長より営業停止処分及び指示処分を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第14号(2)に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 14 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、同法第28条の規定に基づく監督処分を受けたとき。	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内
(1) 指示処分を受けたとき	当該認定をした日から 2か月以上6か月以内
(2) 営業停止処分を受けたとき	当該認定をした日から 3か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係  
茨城県常陸太田市金井町3690  
電話 0294-72-3111